

(様式1別紙1)

盛岡市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 盛岡市地方就職支援事業に関する報告及び立入調査について、盛岡市及び岩手県から求められた場合には、それに応じます。
- 2 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではありません。
- 4 以下の場合には、盛岡市地方就職支援金支給要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 盛岡市地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 盛岡市地方就職支援金の申請日から1年以内に当該申請に係る就職先企業等に就業しなかった場合：全額
 - (3) 盛岡市地方就職支援金の申請日から1年以内に盛岡市に転入しなかった場合：全額
 - (4) 盛岡市地方就職支援金申請に係る就職先企業等に就業した日から1年以内に当該就職先企業等を退職した場合：全額
 - (5) 転入日又は当該申請に係る就職先企業等に就業した日のいずれか遅い日から3年未満に市の区域内から転出した場合：全額
 - (6) 盛岡市地方就職支援金支給要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (7) 転入日又は当該申請に係る就職先企業等に就業した日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市の区域内から転出した場合：半額